



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1408	清算法人寒川土地改良区の清算人の就任	(農業農村整備課).....	1
1409	公共測量の実施	(技術調査課).....	1
1410	〃	(〃).....	1
1411	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
1412	道路の供用開始	(〃).....	2
1413	道路の区域変更	(〃).....	2

告 示

和歌山県告示第1408号

清算法人寒川土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和4年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した清算人

氏 名	住 所
堺典雄	日高郡日高川町大字寒川250番地
幡川良安	日高郡日高川町大字寒川320番地
杉本久一	日高郡日高川町大字寒川344番地
竹本武吉	日高郡日高川町大字寒川878番地
東嗣典	日高郡日高川町大字寒川1050番地

和歌山県告示第1409号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和4年11月1日から令和5年2月5日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

和歌山県告示第1410号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）

- 2 作業期間 令和4年12月16日から令和5年3月30日まで
 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部（総延長18.73km）

和歌山県告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1626番1地先から同町添野川字平井川東平山1627番1地先まで	旧	7.62 } 20.81	36.79	
同上	新	19.55 } 36.69	35.14	

和歌山県告示第1412号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1626番1地先から同町添野川字平井川東平山1627番1地先まで

供用開始の期日 令和4年12月20日

和歌山県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 池田港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市千穂二丁目866番1地先か ら同市浮島6899番16地先まで	旧	6.34 } 9.30	507.60	
同上	新	16.00 } 16.24	507.00	